

パーキングパーミット制度に関するアンケート調査の結果について

1 障害者団体（令和2年7月実施）

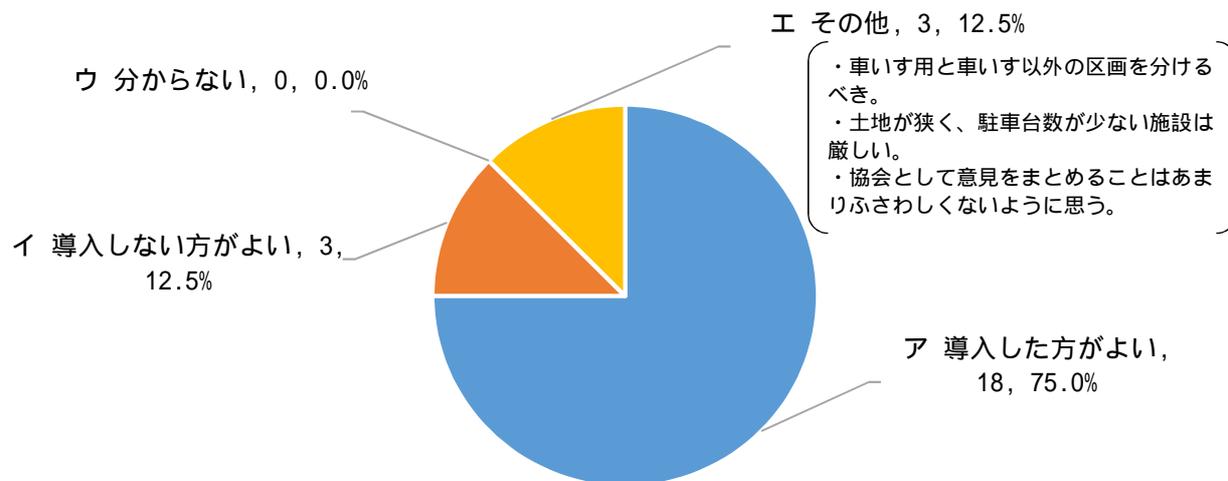
回答数：24団体 / 25団体

Q1：制度の導入について

「導入した方がよい」 75%

「導入しない方がよい」 12.5%

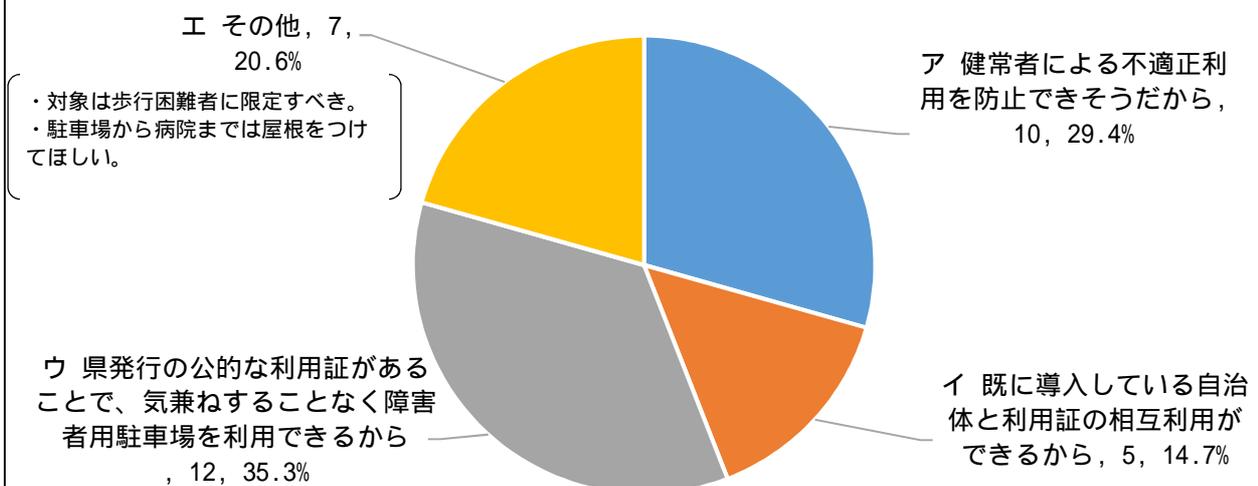
Q1：パーキングパーミット制度について、どのように考えますか。【1つ回答】



Q2：「導入した方がよい」理由（「導入した方がよい」と回答した18団体）

「県発行の公的な利用証があることで、気兼ねすることなく障害者用駐車場を利用できるから」、「健常者による不適正利用を防止できそうだから」で6割を超える。

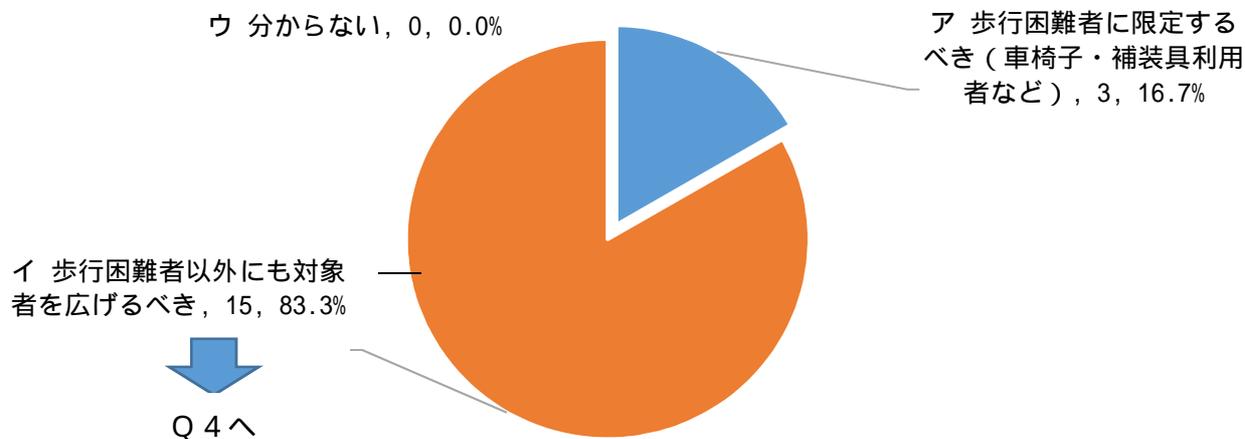
Q2：「導入した方がよい」と考える理由は何ですか。【複数回答】



Q3：利用証交付対象者の範囲

「歩行困難者以外にも対象者を広げるべき」が8割を超える。

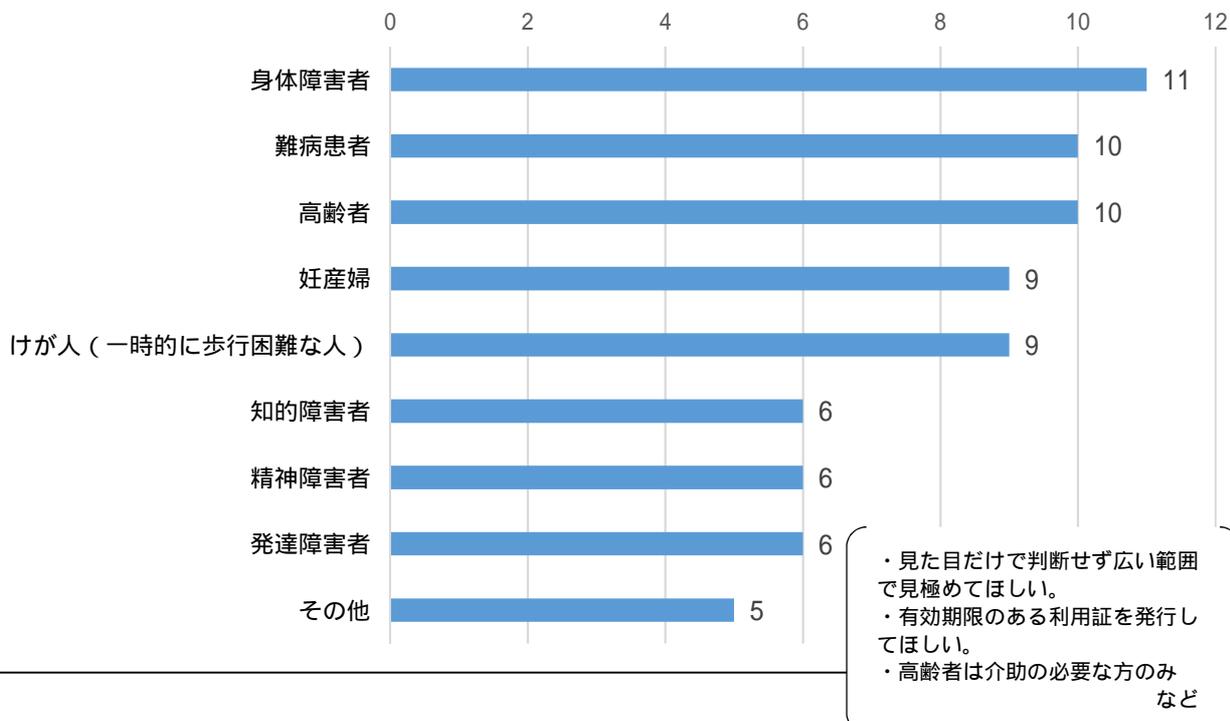
Q3：どのような人に対して利用証を交付したらよいと思いますか。【1つ回答】



Q4：歩行困難者以外の利用証交付対象者

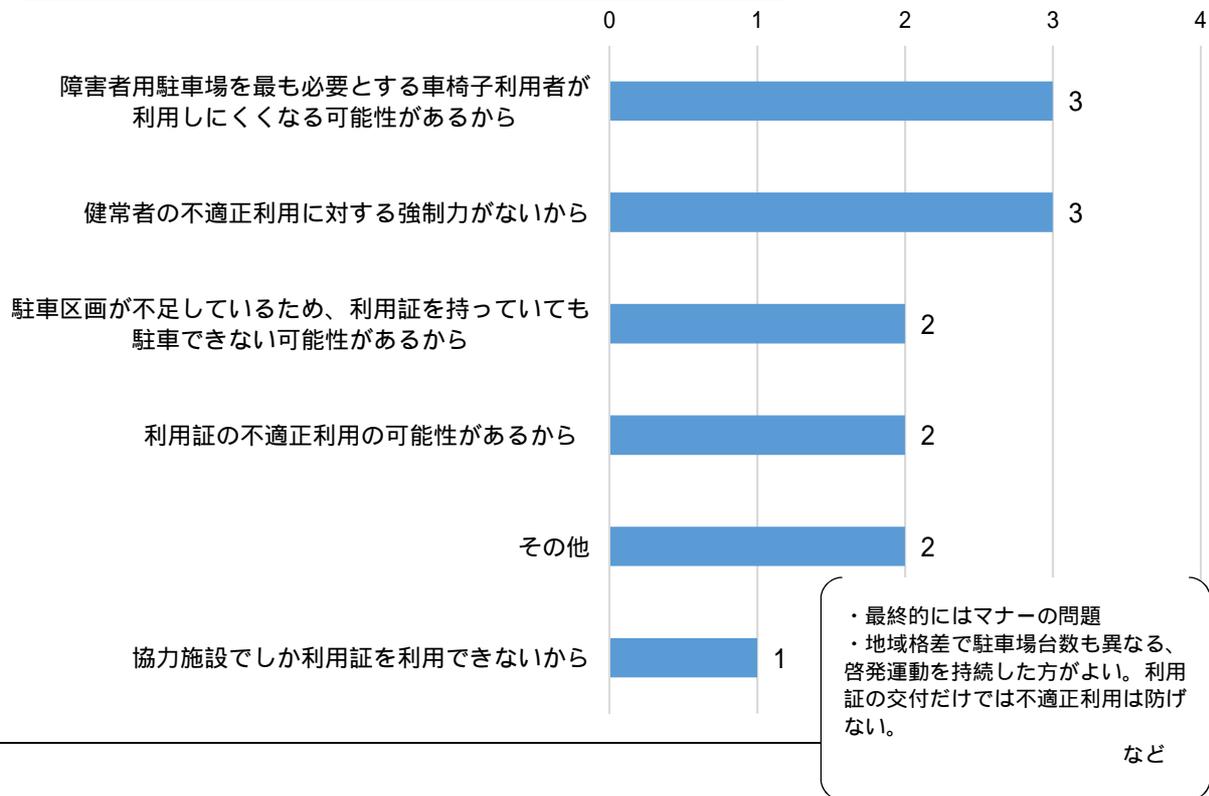
身体・難病・高齢・妊婦・けが人が多く、知的・精神・発達が少ない。

Q4：歩行困難者に加えて、どのような人に対して利用証を交付したらよいと思いますか。複数回答】



Q5：「導入しない方がよい」理由（「導入しない方がよい」と回答した団体3団体）
 「車椅子利用者が利用しにくくなる」「利用証の不適正利用」が多い。

Q5：「導入しない方がよい」と考える理由は何ですか。【複数回答】



その他意見（質問への回答以外の意見）

- ・パーキングパーミット制度をあまり知らない団体程、導入に賛成しやすいのが、この種のアンケートのミソである。
- ・地域の環境や子供の障害の状況でも考えがいろいろ出るかと思う。会としては、「導入するなら歩行困難者のみを対象とするのが良い」という意見が多かった。

2 商業施設等（令和2年11月実施）

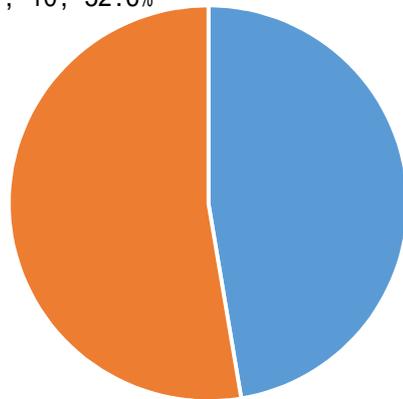
回答数：19社 / 30社

回答企業：スーパー9社、ホームセンター2社、ドラッグストア3社、
ショッピングセンター1社、コンビニエンスストア2社、金融機関2社

Q1：苦情の状況について
 「苦情等はない」 52.6%
 「苦情等がある」 47.4%

Q1：苦情の状況について【1つ回答】

イ 苦情等はない, 10, 52.6%



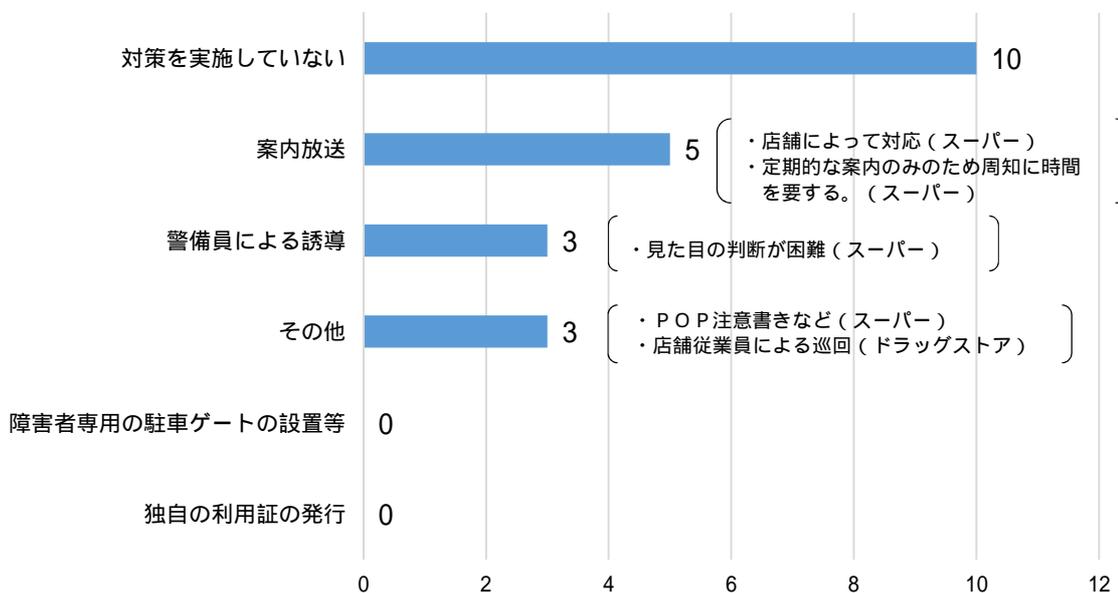
ア 苦情等がある, 9, 47.4%

【内容】

- ・健常者が停めていて止められなかった。(スーパー)
- ・健常者が駐車しているので移動させる、警備員を一日中配置しろ!! (スーパー)
- ・お客様同士の口論となったことがある。(スーパー)

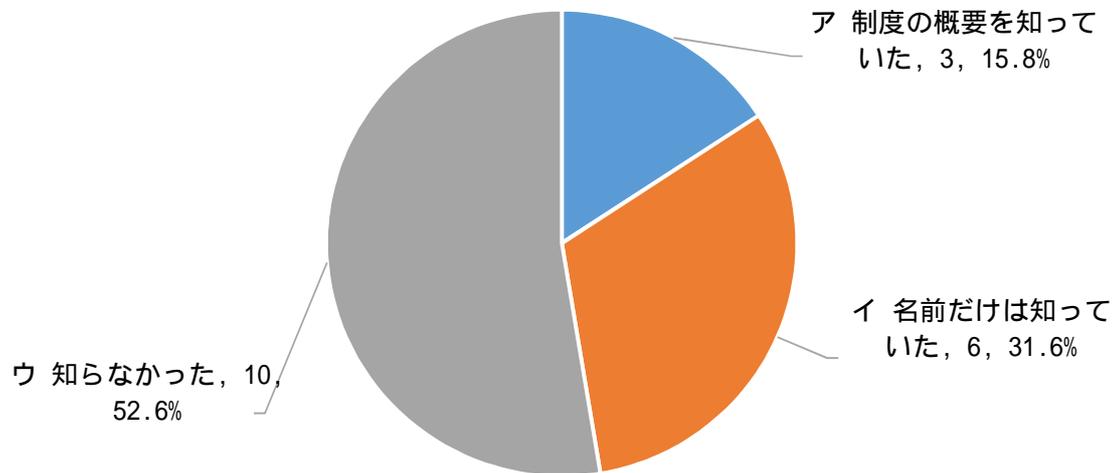
Q2：独自の対策について
 「対策を実施していない」が最も多いが、「案内放送」「警備員による誘導」を実施している企業がある。

Q2：独自の対策について【複数回答】 ()内は課題・効果



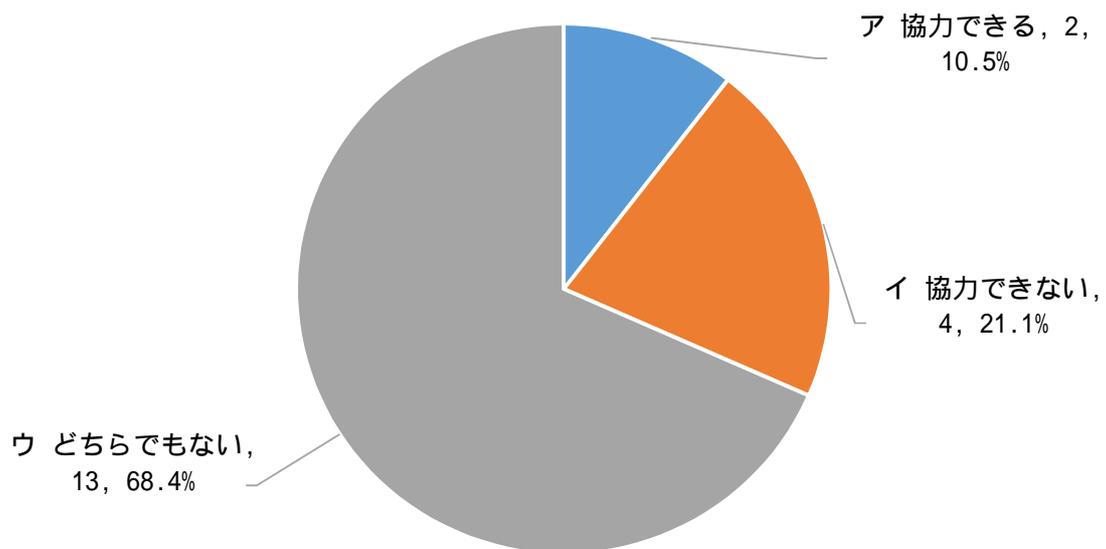
Q 3 : パーキングパーミット制度について「知らなかった」が5割を超える。

Q 3 : パーキングパーミット制度について【1つ回答】

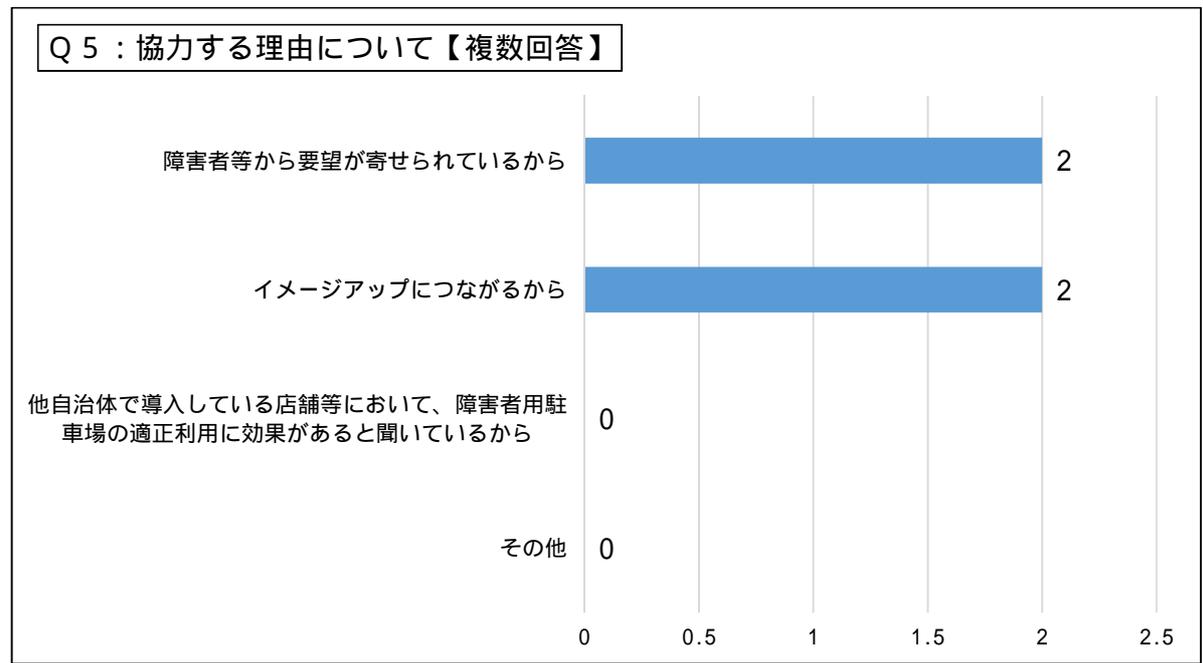


Q 4 : 県がP P制度を仮に導入した場合の協力について「どちらでもない」が7割近くを占める。

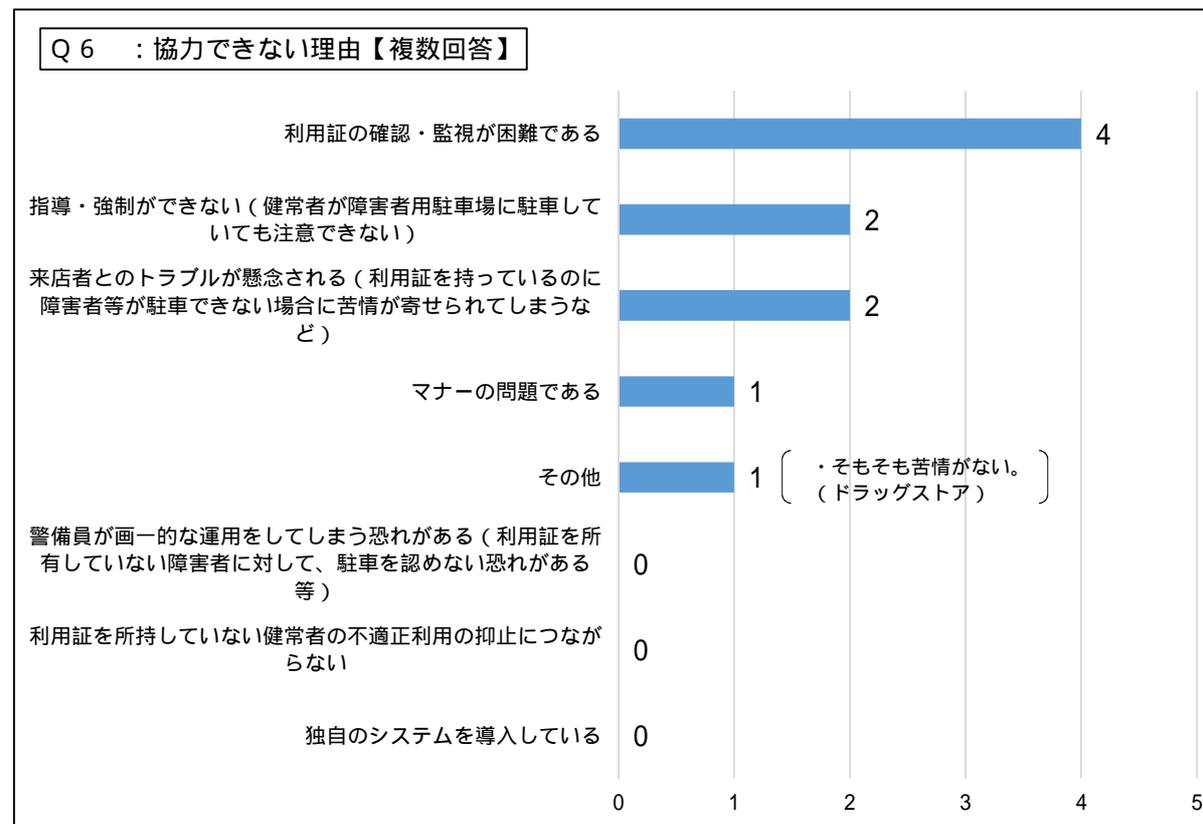
Q 4 : 県がP P制度を仮に導入した場合の協力について【1つ回答】



Q 5 : 協力する理由について
 「障害者等から要望が寄せられている」「イメージアップにつながるから」と回答

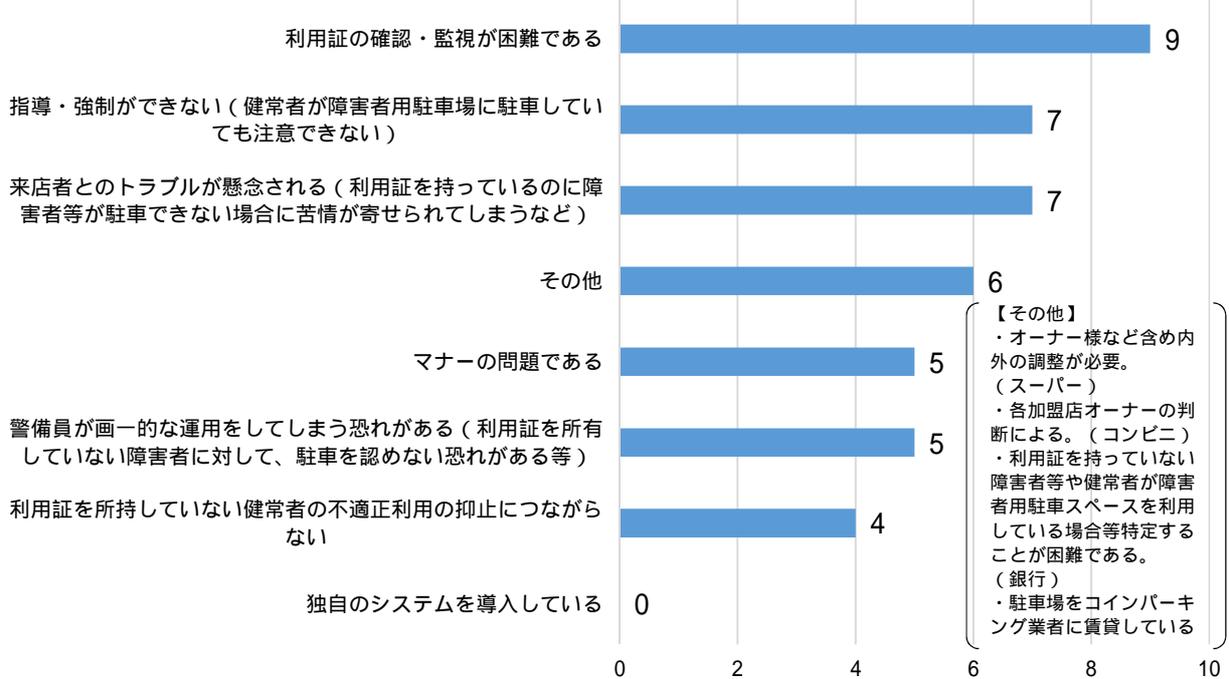


Q 6 : 協力できない理由
 「利用証の確認・監視が困難である」が最も多い。



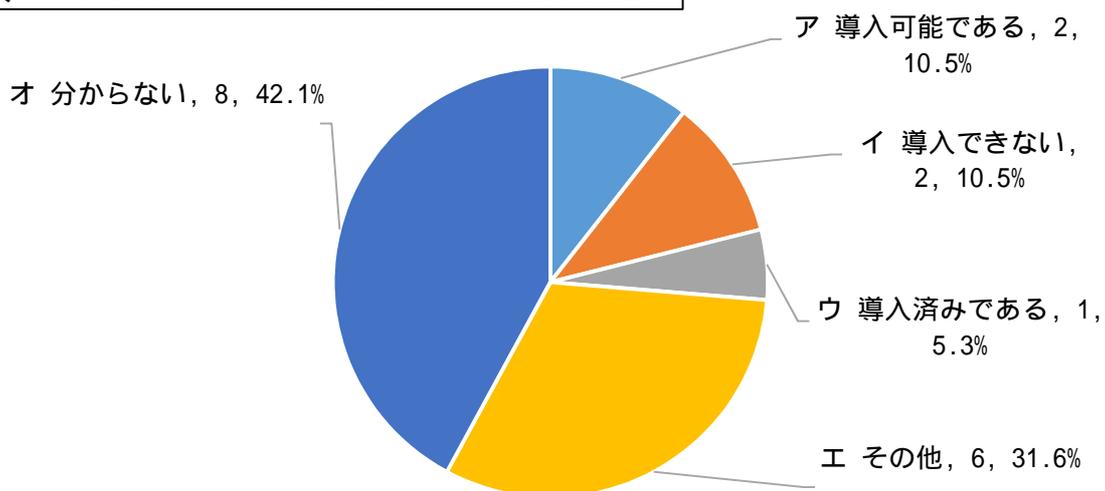
Q 6 : どちらでもない理由
 「利用証の確認・監視が困難である」が最も多い。

Q 6 : どちらでもない理由【複数回答】



Q 7 : ダブルスペースの導入について
 「導入可能である」「導入済みである」は2割未満である。

Q 7 : ダブルスペースの導入について【複数回答】

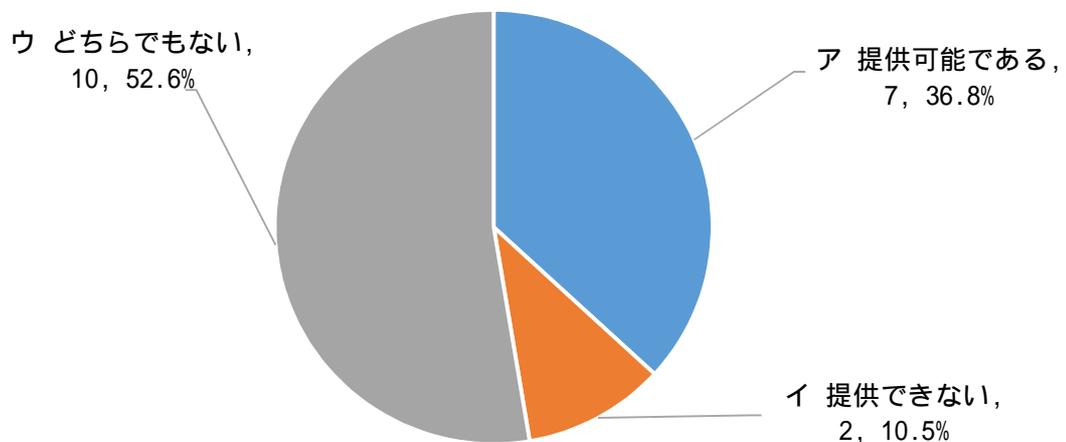


Q 8 : 効果的な方法・対策

- ・「マナー向上ポスター」等の掲示（ショッピングセンター）
- ・マナー違反がはずかしくてできなくなるよう啓発活動（スーパー）
- ・障害者用駐車スペースだという認識しやすいように、障害者用駐車スペース後方へ自立式の立て看板の設置。（ホームセンター）
- ・根本的には個人のマナーという判断になると思う。諸外国では罰則があったりする。法律上の決め事があれば変わってくるかもしれない。（スーパー）
- ・法律できちんと定めて頂くことが最も効果的であると思う。（スーパー）

Q 9 : 県の事業（障害者用駐車場青色プロジェクト）への協力について
「提供可能である」が3割を超える。

Q 9 : 県の事業への協力について【1つ回答】



Q10：県への意見

・青色塗装の障害者用駐車場とともに妊産婦・身体の不自由な方を対象としたピンク色塗装の「おもいやり駐車場」を設置している。青色塗装の駐車場は見慣れてしまったためか不正駐車事例が多く、ピンク色の区画を設置したことで不正駐車が軽減されている。

（ショッピングセンター）

・FM NACK5、テレビ埼玉、地元紙等でのマナーアップ広告を実施することで、利用者環境の向上につながるのではないかと思います。（ショッピングセンター）

・障害者と健常者の判別が難しい場合がある。内面に障害を抱えている方は外見上での判断が難しく、車椅子を利用していないから不正利用と判断出来ない場合もある。利用者のマナー向上をどう図るかが今後も課題になると思う。

（スーパー）

・現状、苦情等が発生していない。お客様のマナーが良いととらえている。法律となれば順守するが、現状の人員でチェック、指導する人を割り当てられないという状況である。

（スーパー）

・店長判断では進められない。オーナー様、関係部署の事前承認が必要なことは認識いただきたい。（スーパー）

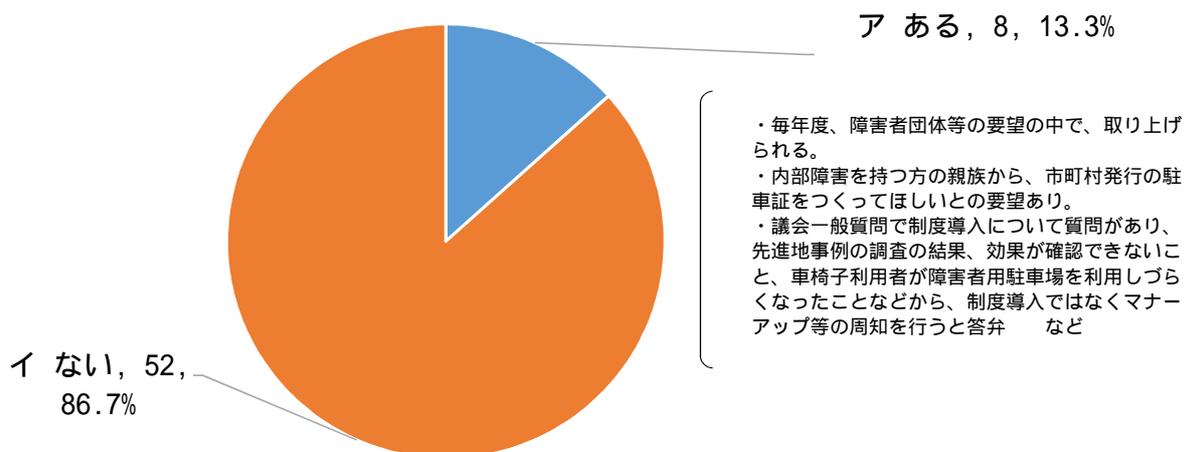
・実施にあたってはハードルが高い部分があるが、各加盟店への制度の周知などでは協力できる。（コンビニ）

3 市町村（令和2年11月実施）

有効回答数：60/61（パーキングパーミット導入自治体（川口市・久喜市）除く。）

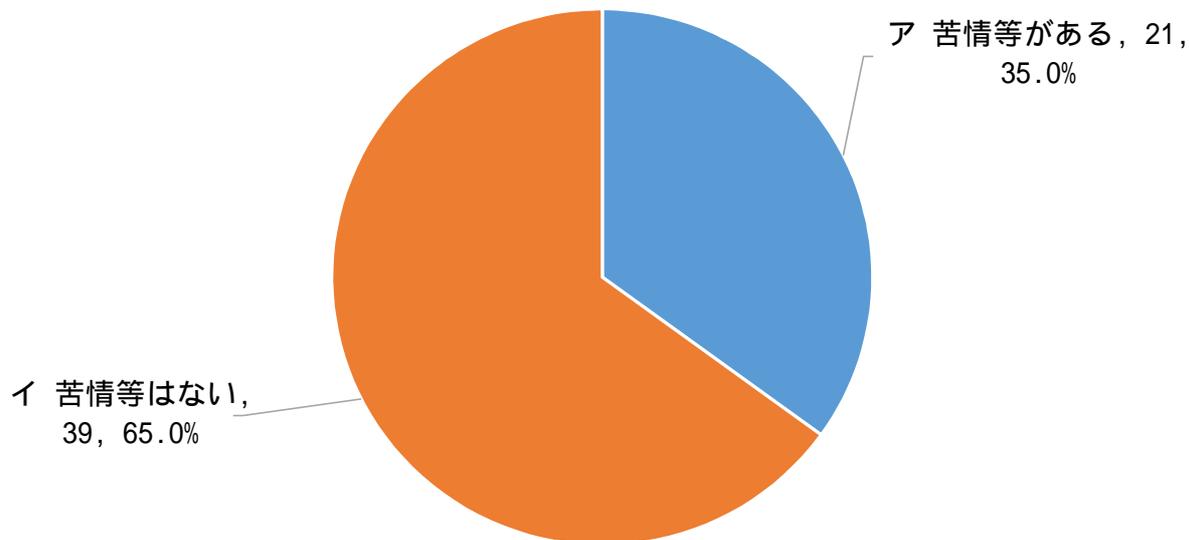
Q1：PP制度が議会や要望等で取り上げられたかについて、
取り上げることがない自治体が8割を超える。

Q1：PP制度について、平成28年度以降、市町村議会や要望等で
取り上げられたことがありますか。【1つ回答】



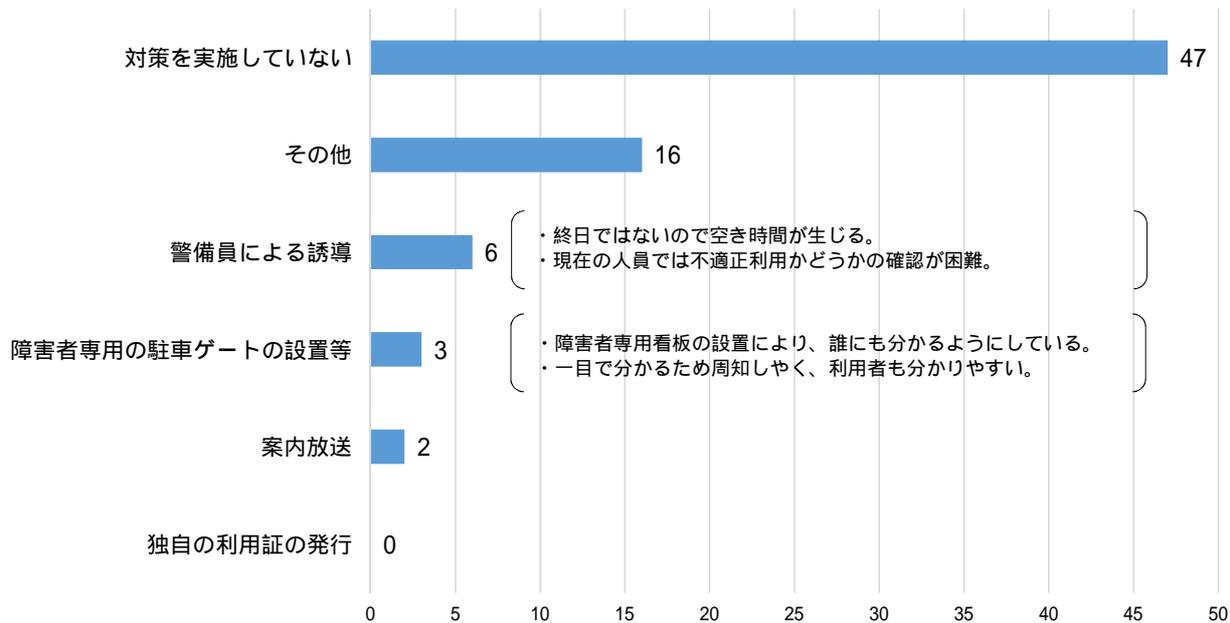
Q2：市町村施設における、障害者用駐車場の不適正利用による苦情等について、
苦情等はない自治体が6割を超える。

Q2：貴市町村有施設において、障害者用駐車場の不適正利用による
苦情等がありますか。【1つ回答】



Q 3 : 障害者用駐車場の不適正利用を防止するための独自の対策について、
「対策を実施していない」自治体が7割を超える。

Q 3 : 障害者用駐車場の不適正利用を防止するため、独自の対策を実施していますか。
()内は効果・課題 【複数回答】



Q 3 : 「その他」の内容及びその「効果・課題」

職員等による巡回・声掛け (8 件)

- ・法的拘束力がないため、利用者のモラルに委ねられる。
- ・効果は限定的、職員不足の課題がある。
- ・常時監視はできない
- ・声掛けだけでは不適正利用の防止につながらない。

看板・カラーコーン等の設置 (6 件)

- ・一般の利用者が駐車しづらくなる。
- ・カラーコーンは利用時に移動の必要がある。

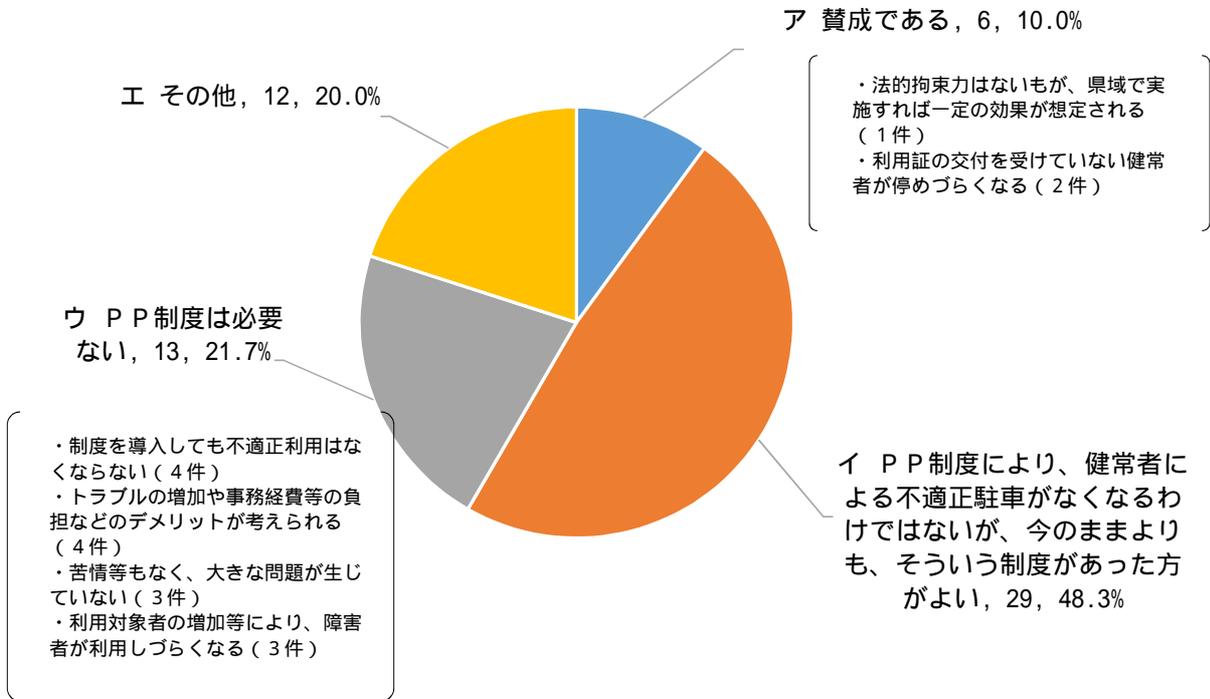
駐車区画の青色塗装 (2 件)

- ・青色塗装により健常者の利用が見られない施設がある。
- ・障害者用駐車場であると認識されやすく適正利用につながっていると感じる。

ポスター掲示などによる啓発 (2 件)

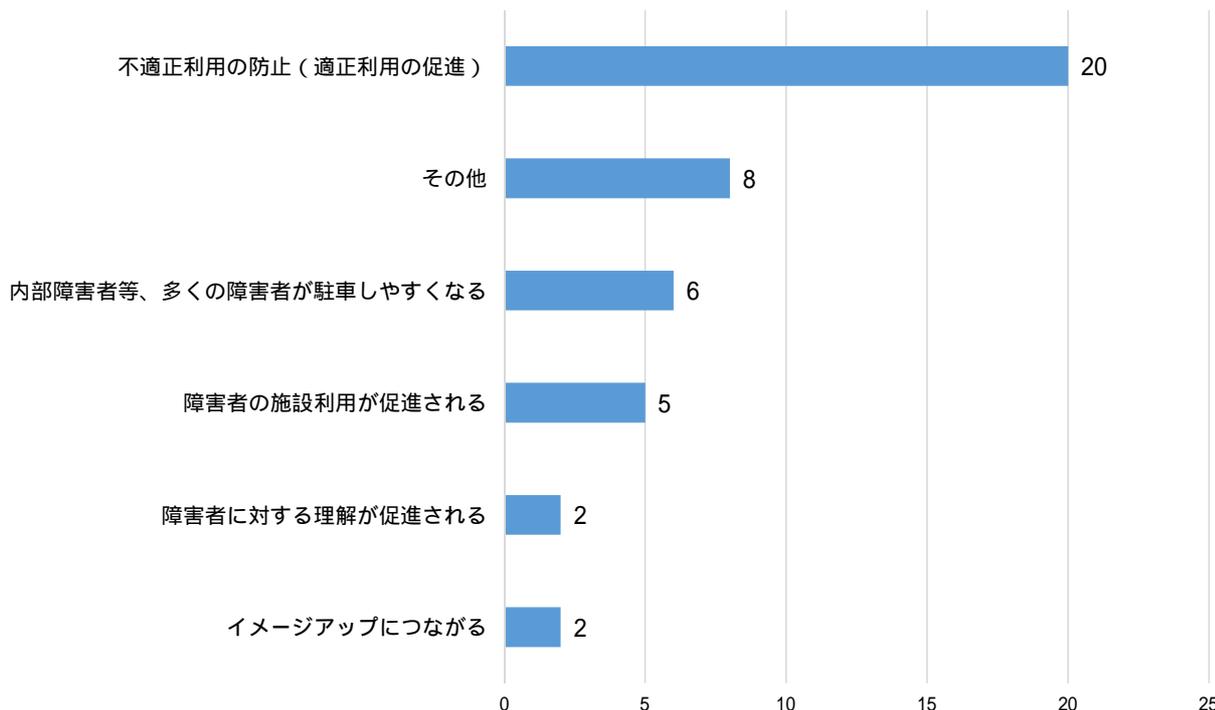
Q 4 : 県が P P 制度を導入することについて、「賛成である」及び「あった方がよい」を合わせると約 6 割を占める。

Q 4 : 障害者用駐車場の不適正利用に関する問題解決として、本県が P P 制度を導入することについてどのように思いますか。【 1 つ回答】



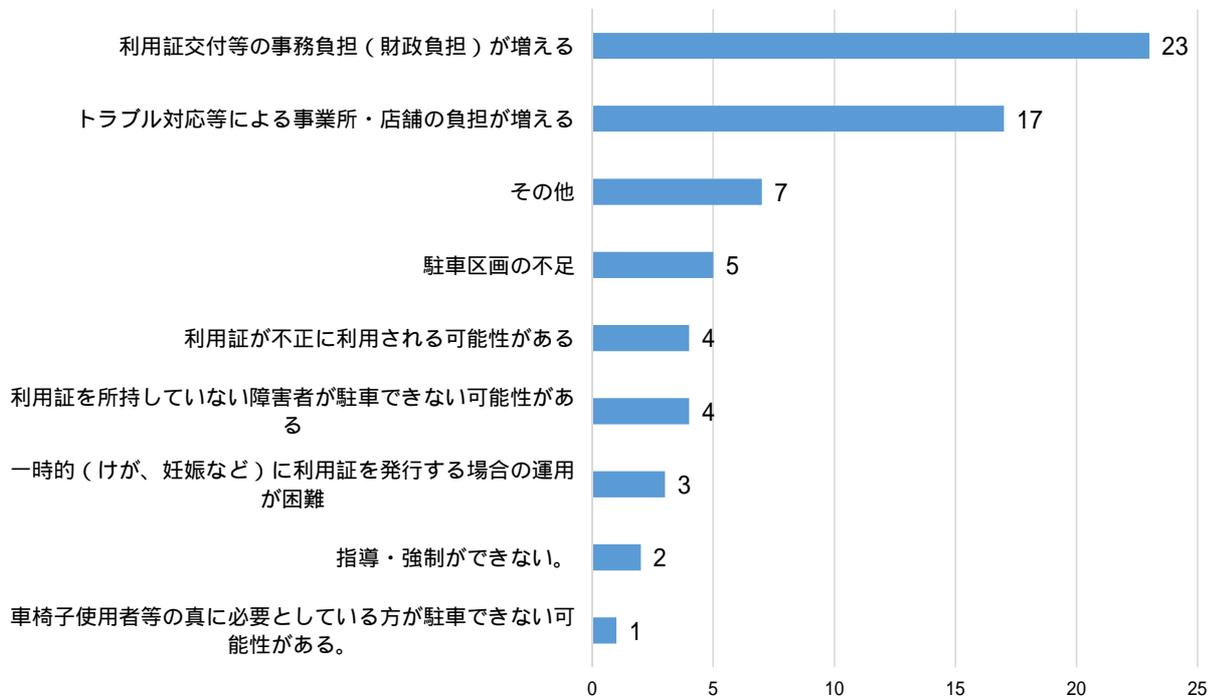
Q 5 : 県が P P 制度を導入することになった場合のメリットについて、「不適正利用の防止 (適正利用の促進) 」が最も多い。

Q 5 : 本県が P P 制度を導入することになった場合のメリット【複数回答】(主なもの)



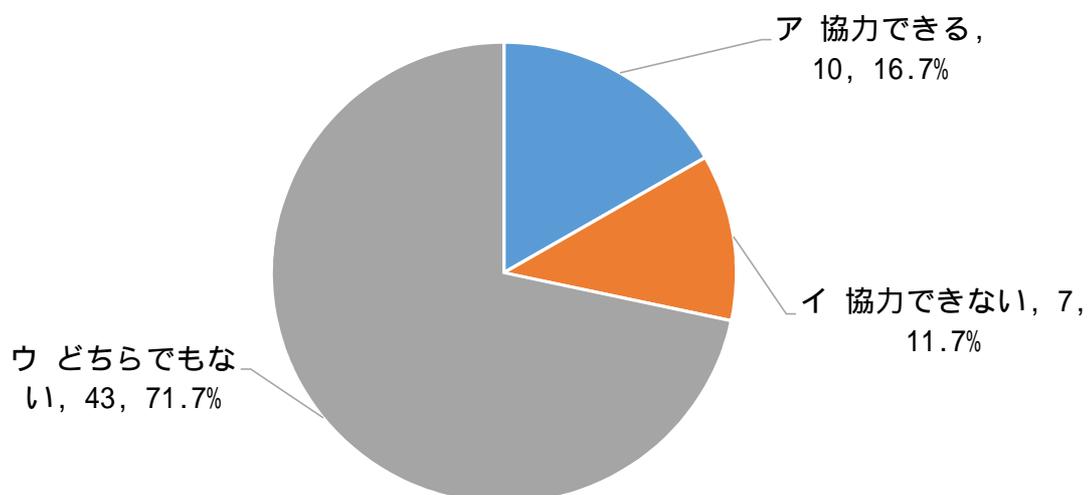
Q 5 : 県がP P制度を導入することになった場合のデメリットについての回答は、
 「利用証交付等の事務負担（財政負担）が増える」
 「トラブル対応等による事業所・店舗の負担が増える」 が多い

Q 5 : 本県がP P制度を導入することになった場合のメリット【複数回答】（主なもの）



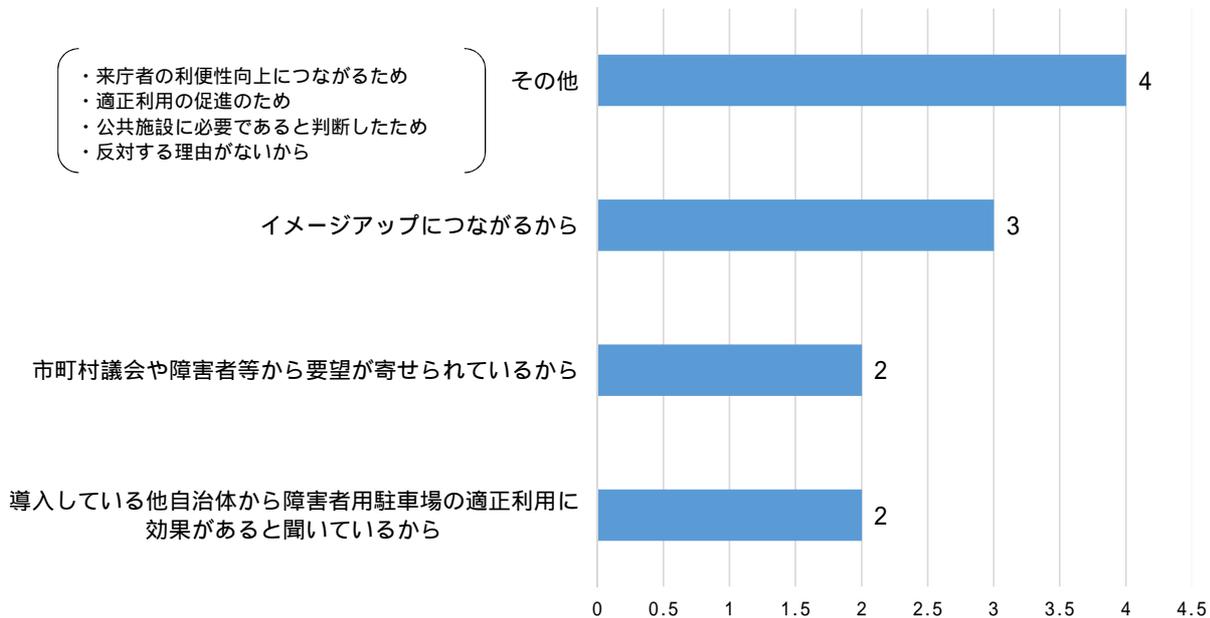
Q 6 : 市町村有施設の駐車場について、P P制度の対象駐車場として協力可能かについて、
 「どちらでもない」が7割を超える。

Q 6 : 県がP P制度を導入することになった場合、市町村有施設の駐車場をP P制度の対象駐車場として協力は可能か。【1つ回答】



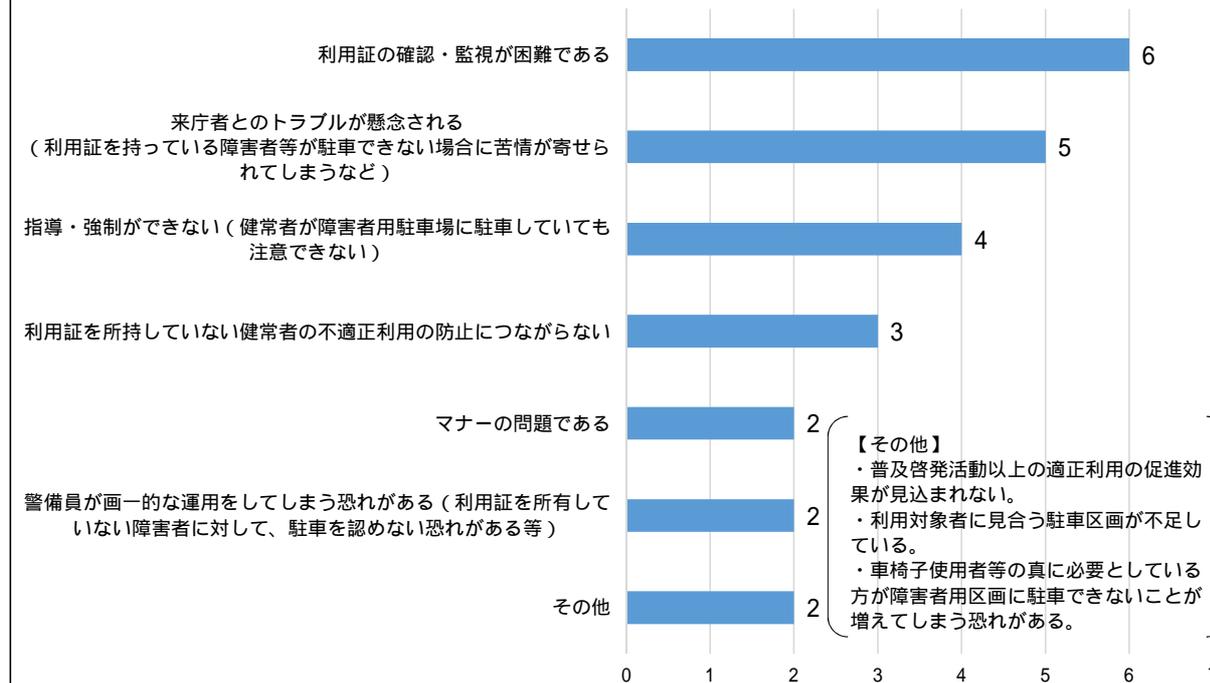
Q 6 : 「協力できる」理由について、
「イメージアップにつながるから」が最も多い。

Q 6 : 協力できる理由【複数回答】



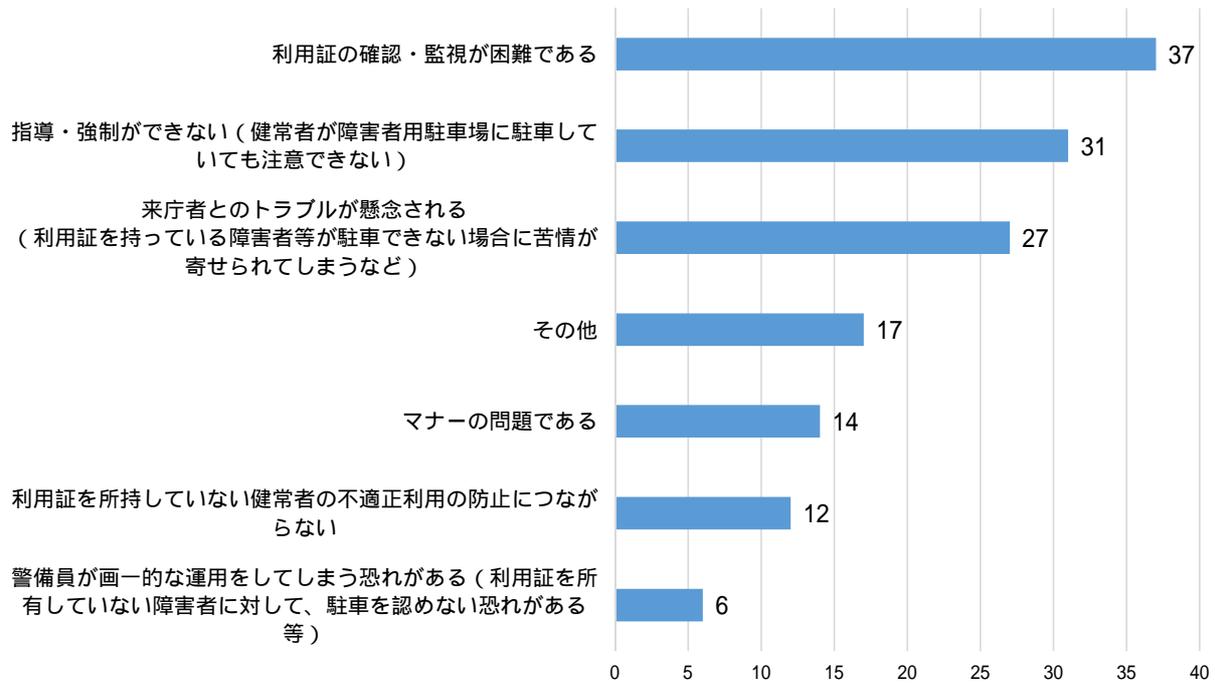
Q 6 : 「協力できない」理由について、
「利用証の確認・監視が困難である」
「来庁者とのトラブルが懸念される（利用証を持っている障害者等が駐車できない場合に苦情が寄せられてしまうなど）」
「指導・強制ができない（健常者が障害者用駐車場に駐車しても注意できない）」

Q 6 : 協力できない理由【複数回答】



Q 6 : 「どちらでもない」理由について、
 「利用証の確認・監視が困難である」
 「指導・強制ができない（健常者が障害者用駐車場に駐車しても注意できない）」
 「来庁者とのトラブルが懸念される（利用証を持っている障害者等が駐車できない場合に苦情が寄せられてしまう）」 などが多い。

Q 6 : 「どちらでもない」理由【複数回答】

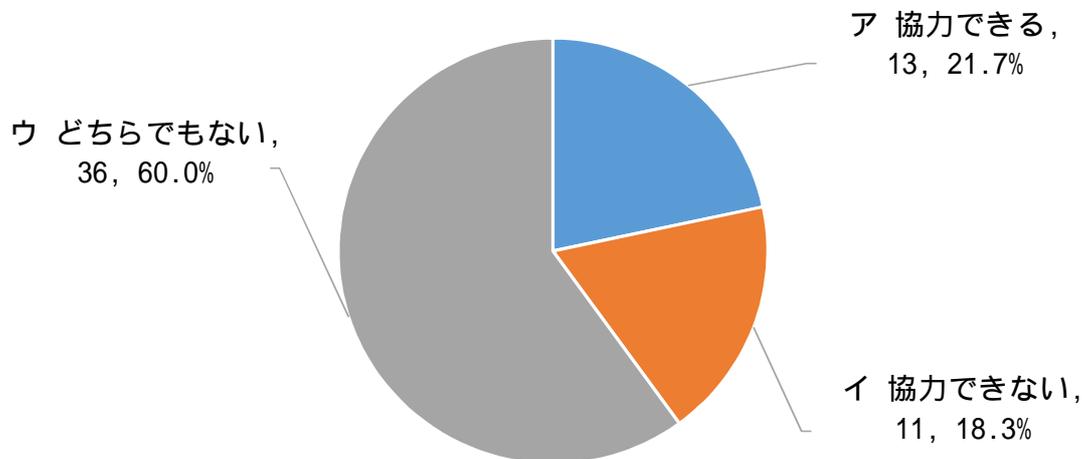


Q 6 : その他（主なもの）

- ・事務負担が想定できないところもあり現状ではどちらともいえない。
- ・必要な駐車台数が確保できず、利用証を持っていても利用できなくなる可能性がある。
- ・導入したことにより経費が発生した場合、予算確保が困難。
- ・関係する他部署等との調整が必要であり、現時点で判断できない。
- ・現状苦情等がないため、仮に県が導入を決めた場合にどのような影響がでるのか見当が付かないため。
- ・身体障害者であっても、利用証を保持していないケースも想定されるので、利用証の有無のみで区別してよいものか疑問がある。
- ・障害者以外の必要な方（高齢者やケガ人等）が利用できない恐れがある。

Q 7 : 本県が P P 制度を導入することになった場合、利用証の交付事務への協力について、「どちらでもない」が 6 割を占める。

Q 7 : 本県が P P 制度を導入した場合、利用証の交付事務について協力は可能か。【 1 つ回答】



Q 8 : 不適正利用への他の対策について (主なもの)

- ・「車椅子マーク」について、埼玉県内の販売禁止を要請する。
- ・監視カメラ (ダミーカメラ) の導入
- ・マナーアップキャンペーンポスターの掲示による啓発
- ・音声による周知
- ・子供たちへの教育
- ・SNS による啓発
- ・注意喚起や館内放送を行う。
- ・一台一台の駐車スペースに大きい立て看板等を設置
- ・障害のある人もない人も共に暮らすための研修の定期開催
- ・罰則規定の制定
- ・市民一人ひとりのモラルの問題であり、繰り返しお願いしていくしかないと思う。
- ・市民に対する啓発活動が重要だと考える。これまで通り埼玉県が行っているマナーアップキャンペーン等に協力できればと考える。

Q 9 : 県への意見について (主なもの)

- ・利用証の交付事務や駐車場管理がどう変わるか等、事務が他部署にどの程度、影響するか分からないため、導入に賛成かどうかや、交付事務に協力できるかといった質問への回答が現状では難しい。
- ・ P P 制度が開始すると決定した時には、大々的な P R が必要かと思われる。障害者や施設の職員だけが認知していても意味がない。
- ・ P P 制度を導入する場合は、交付対象者を明確に定め、全市町で統一した対応ができることが必要になると思う。
- ・ P P 制度については、1 都道府県で対応する問題ではないと考える。オールジャパンの取組として、国が音頭を取るよう、県として働き掛けをお願いする。
- ・ P P 制度では利用証の不適正利用に対する対応が困難である。
- ・ P P 制度を導入するのであれば、市町村と県の役割分担について、よく調整を行い実施してほしい。過度な事務負担は避けていただきたい。財政的支援があると助かる。
- ・罰則の適用や警察の取り締まり等、強制力を持った対応でない、なかなか解決しない問題のように感じる。
- ・駐車場の整備や青色塗装に関する補助